

## 観光施設整備融資

多様化する観光ニーズに対応し、積極的に設備投資を行おうとする中小企業者等の皆様を支援するための融資です。

融資対象	次の観光施設等の新設や改築、改修を行う中小企業者等 ・ ホテルや旅館等の宿泊施設、観光土産品販売施設、自然体験施設 ・ 観光客が利用する休憩食事施設 ・ 観光貸切バスや観光タクシー等の交通施設 ・ その他観光の振興に寄与する施設 ただし、原則として農業、製造業は除きます。
限度額	設備資金 1億円以内 ただし、土地取得資金は対象外
融資利率	責任共有2.3%、全部保証2.1%、保証なし2.4% 経済動向等により変動する場合があります 「責任共有」は責任共有制度の対象となる保証付きの場合で、「全部保証」は同制度の対象外となる保証付きの場合です
担保・保証人	金融機関又は保証協会の定めるところによる (保証付きの場合、原則として第三者保証人は不要)
償還期間	10年以内(2年以内の据置を含む。)
申込書類	借入申込書の他に、事業計画書、商工会等の診査書、納税証明書等の書類が必要となります。 診査書については、商工会議所又は商工会にご相談ください。

### 取扱金融機関

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合  
商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 東京スター銀行  
三菱東京UFJ銀行

これ以外にも利用目的に応じた融資を用意していますので、県庁商業振興金融課や最寄りの金融機関などお気軽にご相談ください。

### 中小企業金融相談窓口のご案内

中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。

場 所 県庁本館2階 商業振興金融課  
相談時間 9:00~16:00 土日祝日を除く毎日  
電話番号 055-223-1554(直)

問い合わせ先：  
山梨県 商業振興金融課 金融担当  
TEL 055-223-1538 (直)